

ノロウイルスによる食中毒事故発生に関するお詫びとお知らせ

この度、日本料理 喜一（以下「当店」といいます。）において、ノロウイルスを原因とする食中毒事故が発生いたしました。発症されたお客様及びそのご家族の皆様方に対して多大なる苦痛とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。また、当店を日頃よりご利用いただいているお客様及び今後ご利用予定の皆様方に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを重ねてお詫び申し上げます。

当店は、富田林保健所より令和7年2月8日に当店をご利用いただいたお客様からノロウイルスが検出され、これが当店を原因とする食中毒であるとの認定判断を受け 同年2月15日から2日間、食品衛生法第6条第3号に違反したとして営業停止処分を命じられました。その後、同保健所による指導の下、同年2月17日から営業を再開しましたが 当店の不手際により 再びノロウイルスを原因とする食中毒事故が発生し、再度、同保健所より食品衛生法第6条第3号に違反したとして営業禁止処分を命じられました。

当店においてこのような事故を発生させてしまい、お客様や関係者の皆様の信頼を裏切ることになりましたことにつき、重ねてお詫び申し上げます。当店は、同保健所による指導の下、従業員のノロウイルス陰性確認 店舗の調理設備・調理器具・客席・トイレ等の清掃、消毒、点検を徹底することにより、同保健所より3月18日営業禁止処分を解除されました。

当店といたしましては、この度の一連の事故を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、再発防止に向けて衛生管理体制を強化・徹底することにより食の安全確保を期していく所存です。

今後とも変わらぬご愛顧のほど 何卒よろしくお願い申し上げます。

令和7年3月20日

日本料理 喜一

店主 北野 博一